

(別紙)

## 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則(昭和57年9月1日規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「組合員(」の次に「短期組合員及び後期高齢者等短期組合員(以下「短期組合員等」という。)、並びに、」を加え、「以下同じ。」を削り、第2号中「被保険者」の次に「(短時間労働者を除く。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市町村等が、その所属する全ての共済組合の短期組合員等又は健康保険の被保険者である短時間労働者(以下「当該短時間勤務職員等」という。)が互助会に加入することが望ましいと判断した場合は、その市町村等に所属する当該短時間勤務職員等は会員の資格を取得することができる。
- 3 前項の規定により当該短時間勤務職員等は互助会に加入しないことと判断した市町村等において、職場の権衡上必要と認められる場合にあっては、当該短時間勤務職員等が市町村等の承認を受けて会員の資格を取得することができる。

第6条中「市町村等の職員となった者」の前に「前条第1項に規定する」を加え、「この法人の会員の資格を取得する。ただし、市町村等の職員が当該市町村等の職員となった日から会員の資格を取得しなかった場合においては会員となる旨の届出をした日から」を「、前条第2項及び第3項に規定する当該短時間勤務職員等は、共済組合の組合員又は健康保険の被保険者となった日から」に改める。

### 付 則

(施行期日)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。